

平成29年5月19日

東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について

1 根拠

千葉県環境影響評価条例（平成10年6月19日 条例第26号）

2 事業概要

- (1) 都市計画決定権者の名称：銚子市
- (2) 事業者の名称：東総地区広域市町村圏事務組合
- (3) 都市計画対象事業の種類細分：廃棄物溶融施設の設置
- (4) 都市計画対象事業実施区域の位置：銚子市野尻町1678番地1ほか
- (5) 都市計画対象事業の規模：処理能力204トン／日（2炉）

3 環境影響を受ける範囲と認められる地域

銚子市、旭市、香取郡東庄町、茨城県神栖市

4 事業計画概要書

送付：平成26年12月15日（月）
公告：平成27年 1月 9日（金）
縦覧：平成27年 1月 9日（金）～ 2月26日（木）

5 環境影響評価方法書

送付：平成27年 2月 6日（金）
公告：平成27年 2月27日（金）
縦覧：平成27年 2月27日（金）～ 3月30日（月）
方法書説明会 : 平成27年 3月11日（水） <茨城県神栖市内>
: 平成27年 3月14日（土） <銚子市内>
住民等意見提出期限 : 平成27年 4月14日（火）⇒ 意見なし
市町長意見提出期限 : 平成27年 4月30日（木）⇒ 意見あり（神栖市長）
知事意見提出 : 平成27年 7月10日（金）

6 環境影響評価準備書

送付：平成29年 1月16日（月）

公告：平成29年 2月 3日（金）

縦覧：平成29年 2月 3日（金）～ 3月 6日（月）

準備書説明会
：平成29年 2月17日（金）〈旭市内〉
平成29年 2月18日（土）〈銚子市内、神栖市内〉

住民等意見提出期限：平成29年 3月21日（火）

都市計画決定権者見解書提出：平成29年 4月11日（火）

市町村長意見提出期限：平成29年 5月24日（水）

知事意見提出期限：平成29年 8月 9日（水）

（※）知事意見提出期限は、都市計画決定権者からの見解書の送付を受けた後、120日。

7 千葉県環境影響評価委員会に係る審議（準備書）

（1）諮問、審議：平成29年 2月17日（金）

（2）現地視察：平成29年 3月 9日（木）

（3）審議：平成29年 3月17日（金）

（4）審議：平成29年 5月19日（金）

（5）答申案審議：平成29年 6月16日（金）（予定）